

公職選挙法第17条第2項の規定に基づき投票区を設定する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和6年3月1日

野田市選挙管理委員会

委員長 金子 憲一

野田市選挙管理委員会告示第1号

公職選挙法第17条第2項の規定に基づき投票区を設定する告示の一部を改正する告示

公職選挙法第17条第2項の規定に基づき投票区を設定する告示（昭和36年野田市選挙管理委員会告示第8号）の一部を次のように改正する。

表第1投票区の項中「794」の次に「、1021の4～1021の6」を加え、「、1091」を削り、同表第2投票区の項中「1538」を「1539」に、「1241～1249」を「1243の2、1243の3、1244～1246」に、「1085～1090」を「1086、1089、1090」に改め、同表第23投票区の項中「382の1～382の3、382の5～382の78」を「382」に改め、同表第26投票区の項中「1021」の次に「（1021の4～1021の6を除く）」を加え、同表第27投票区の項中「2702の159」の次に「、2702の178、2702の179」を加える。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。